

第8回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第10回専門家会議）※第10回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第8回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
工業製品製造業	機械金属加工			
	電気電子機器組み立て		【全分野指摘事項】 1 真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。	【全分野指摘事項】 1 御指摘を踏まえて、真偽法で出題する試験問題は○×により出題するよう修正します。 →真偽法で出題する試験問題は○×により出題することとし、問題を修正しました。 2 御指摘を踏まえて、試験実施機関に合格率等を確認し、今後検討していきます。 →工業製品製造業分野の特定技能評価試験では、学科試験は真偽法、実技試験は多肢選択式による判断等試験及び計画立案等作業試験を実施することとしております。 その上で、学科試験への多肢選択式の導入等に当たっては、現在実施している学科試験の平均得点等を確認しながら、御指摘の点も含めて様々な選択肢を検討してまいります。 3 御指摘を踏まえて、選択肢が適切に設定されていることを試験実施機関と確認していきます。 →選択肢が適切に設定されていることを試験実施機関と確認した上で、試験を実施してまいります。 4 技術の進展等も踏まえて、必要に応じて試験問題の内容の見直しを図っていきます。 5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただくこととします。 6 工業製品製造業分野の特定技能1号評価試験においては、100点満点中学科試験は65点以上、実技試験は60点以上を合格、特定技能2号評価試験においては、100点満点中60点以上を合格として可否の基準を設定しています。 7 特定技能評価試験については、試験合格後に雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間、合格者の権利救済等を考慮して、合格証明書の有効期限を10年間と設定しています。また、育成就労評価試験については、技能検定試験において合格証明書の有効期限を設定していないことを踏まえて、合格証明書の有効期限を設定しないこととします。
	金属表面处理			
	コンクリート製品製造			
	紙器・段ボール箱製造			
	RPF製造		【個別分野指摘事項】 （工業製品製造業分野全体） 1 特定技能評価試験の実技試験について、計画立案等試験を含めて行うよう改善するとの説明があったが、手を動かす試験（製作等作業試験）の実施を引き続き検討すべき。例えば、製造業では、異音、異臭などで危険を感じとる必要があり、画像で異常を判断するような判断等試験では不十分である。	【個別分野指摘事項】 （工業製品製造業分野全体） 1 製作等作業試験の実施に当たっては、受験費用の抑制や実施体制の確保等、解消すべき課題が多いことから、計画立案等作業試験を導入することで、実技能力を測っていくこととしております。 まずは、計画立案等作業試験を実施し、それらの実施状況や評価などを踏まえた上で、製作等作業試験の在り方は、引き続き検討してまいります。御指摘の製作等作業試験の導入についても、当該検討の中で、導入の可能性等について継続して検討してまいります。 →製作等作業試験の実施に当たっては、受験費用の抑制や実施体制の確保等、解消すべき課題が多いことからまずは、計画立案等作業試験を実施することとしており、計画立案等作業試験の実施状況や評価等を踏まえた上で、製作等作業試験の導入可能性等についても検討いたします。 なお、体制が整い次第、工業製品製造業分野の4業務区分（機械金属加工、電気電子機器組立て、プレハブ住宅製品製造、家具製造）について各国の国家検定（※）合格を実技試験の代替措置として活用する予定。（※）厚生労働省の「技能評価システムを通じた技能移転事業（SESPP 事業）」により作られたものであり、日本の技能検定に準拠している。
	陶磁器工業製品製造			
	印刷・製本		（機械金属加工業務区分） 2 特定技能評価試験問題の中に学科試験問題のようにみえる実技試験問題が含まれており、学科試験と実技試験の区別がつかない。 3 アルミニウム圧延・押出製品製造に係る育成就労評価試験に相当する技能実習評価試験の合格率が高いため、難易度を調整すべきではないか。	（機械金属加工業務区分） 2 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。
	繊維製品製造	特定技能評価試験については第9回会議にて議論済であるため割愛（右欄も同様）		3 本技能実習評価試験は、試験実施からの期間が短く、専門級試験は未実施である上、受検者数も少ないことから、直ちに合格率が高いと判断するのは時期尚早と考えております。来年度前半に第1回の専門級試験を実施予定であり、初級試験を合格した外国人が専門級試験を受けることになると想定されるため、これらの試験が終了してから、合格率や正答率を踏まえて難易度の見直し等を含め検討していきます。 （繊維製品製造業務区分） 4 :KYTシートにつきましては、試験実施機関である一般財団法人日本綿業技術・経済研究所（綿技研）が独自に作成しており、例えば、紡績工程であれば台車から篠巻が落下している状況等の指摘、織布工程であれば、織機に巻き込まれそうになる状況等を指摘するKYTを作成して実施しております。綿技研では複数のKYTを作成しており、マンネリ化を防止するための工夫をしております。
	縫製		（繊維製品製造業務区分） 4 紡績運転に関する育成就労評価試験では、実技試験のうち、労働安全衛生に関する課題として、KYTシートを利用している。中央労働災害防止協会が作成している業種共通のものよりも、業界独自のものを作成すべきと考える。また、内容のマンネリ化を防止する取組が必要であると考え。 （縫製業務区分） 5 特定技能1号評価試験について、学科試験と実技試験の問題の差がないように見える。 （電線・ケーブル製造業務区分） 6 特定技能1号評価試験の実技試験について、次の作業を予測させる試験問題とすることはできないか。 7 育成就労評価試験の試験基準のうち、労働安全衛生に関する知識として「防具の使用方法」とある。作業員に着用させるものを指すのであれば、「保護具の使用方法」とすべきではないか。	（縫製業務区分） 5 御指摘を踏まえて、学科試験に類似した問題は実技試験で出題しないこととし、出題内容の適正化を図ります。 （電線・ケーブル製造業務区分） 6 ご指摘いただきましたとおり、次の作業を予測させる試験問題を入れた実技試験に修正しました。 →次の作業を予測させる試験問題を入れた実技試験を計画立案等作業試験に導入しました。 7 ご指摘いただきましたとおり、「保護具の使用方法」に修正しました。
	電線・ケーブル製造			
	プレハブ住宅製品製造			
	家具製造		8 育成就労評価試験専門級の実技試験では、試験監督者が作業手順と製品の仕上りぐりを評価している。一方、特定技能1号評価試験では手順のみを確認しているため、手順どおり業務でできるのかは確認できるが、出荷可能な製品が製造できるかは確認できないのではないか。	（かばん製造業務区分） 8 御指摘の特定技能1号評価試験の実技試験においては、判断等試験に加えて計画立案等作業試験も導入することとしており、これらの出題方式により必要な知識・技能を適切に測っていきます。
	定形・不定形耐火物製造			
	生コンクリート製造			
	ゴム製品製造			
	かばん製造			

第 8 回 専門家会議フォローアップ後の確認状況（第10回専門家会議） ※第10回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第 8 回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
自動車整備	自動車整備	対応方針： 1. ②～1. ③を全て実施 計画立案等作業試験を実施することとします。判断等試験については以下の問題を出題します。 ●アナログ式測定器の測定値（指示値）を読み取らせ、数値を直接入力させる ●装置の作業手順（例：シリンダ・ヘッド取付けボルトの締め付け順番）を直接入力させる ●選択式の場合は多肢選択とする 等により、実務上求められる技能・技術力をより深く評価する。 →自動車整備業務区分については、以下のとおり計画立案等作業試験を導入した。 試験問題を修正 ・アナログ式測定機器の測定値指示値を直接読み取る ・選択式の場合は多肢選択とする ・前回及び今回の自動車の点検結果、自動車の使用実態を踏まえた次回の点検までの整備の必要性を問う問題を設定	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 1 ハイブリッド車や電気自動車の整備に関する労働災害発生リスクについて、これらの車の普及状況を踏まえ、どの程度見積もり、優先順位をどの程度に位置付けているのか。その結果を踏まえ、労働安全衛生法令で規定する電気自動車の整備に関する特別教育の内容を試験に含めることを検討すべき。 2 自動車整備区分の特定技能評価試験の問題に誰でもわかるような簡単な問題がある。	【全分野指摘事項】 1 ○×方式としています。 2 三択以上にすることを検討いたします。 →試験問題を修正。 3 工夫いたします。 →試験問題を修正。 4 技術の進展を踏まえた問題設定を行ってまいります。 →今年度の問題作成において検討する 5 問題作成に際しては、自動車メーカーにおける安全衛生教育を担当する者の知見を活用することと考えております。 →試験問題委員に自動車メーカーの安全衛生担当を選任済み、今年度の問題作成委員会にて対応 6 それぞれに合格点を設定しています。 7 これまでの経緯もあるため直ちに変更することは困難ですが、対応を検討してまいります。 →特定技能評価試験の合格証明書の有効期間を5年間とする。 【個別分野指摘事項】 1 電気自動車等の整備業務における特別教育用テキストを策定しており、これを踏まえた出題について検討いたします。 →今年度の問題作成において検討する。 2 ご指摘を踏まえ、出題レベルについて改めて精査することとします。 →今年度の問題作成において検討する。
	車体整備	対応方針： 1. ① 製作等作業試験を実施する。	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 特になし	【全分野指摘事項】 1 三択以上にすることを検討いたします。 →試験問題を修正済 2 工夫いたします。 →試験問題を修正済 3 技術の進展を踏まえた問題設定を行ってまいります。 →今年度の問題作成において検討する 4 問題作成に際しては、塗料メーカーや溶接機メーカー等の安全衛生教育を担当するの者の知見を活用することと考えております。 →塗料メーカーや溶接機メーカー等の安全衛生教育を担当する者の知見を活用することとしており、今年度の問題作成委員会にて対応 5 それぞれに合格点を設定しております。 →対応済 6 自動車整備との並びも踏まえて対応してまいります。 →対応済（5年に修正）

第8回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第10回専門家会議）※第10回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第8回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
航空	航空機整備	対応方針：1. ① 1. ①については1号、2号試験のどちらも製作等作業試験（締結）及び判断等試験（電気計測、機械計測）にて実施している。 判断等試験部分は1号、2号試験ともに計測器を使用して値を図る問題となっております。そのため、問題種別としては判断等試験となっておりますが、単に知識を問う問題ではなく、図の状況から使用器具の操作方法を問う問題や測定値を読んで良否を判断する問題となっている。	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 ○ 航空機整備業務区分の特定技能2号評価試験は合格すれば指導者レベルとなる試験である割にはレベルが低いのではないか。試験内容の改善を検討してほしい。	【全分野指摘事項】 1 試験問題について既に漢字の上にはルビを付しております。また、真偽法の問題についても○×での回答させています。 →真偽法の試験では、海外の文化を踏まえ、正しい場合は①、違う場合は②を選択させており、「○か×」と同様に正解と誤りを確実に選択できるようにしております。 2 令和6年度までの6回開催における学科試験の平均合格率は約50%となっており、試験問題は真偽法による問題ではあるものの、試験水準に沿ったものであると考えております。 3 改めて確認の上、ご指摘のような点がございましたら検討いたします。 →ご指摘のような点はないと考えておりますが、今後も注意してまいります。 4 現時点においても業界内に普及している新技術においては試験問題にも取り入れているところ、今後も引き続き取り入れてまいります。 5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただく。 →試験評価委員に、労働衛生コンサルタントの資格を有している労働安全衛生の専門家を選任し、労働安全衛生に関わる試験問題については、今後も確認をいただくこととしております。 6 学科試験、実技試験のそれぞれに合格点を設定済みです。 7 制度当初、有効期限10年とするよう制度所管省庁から指示があったと認識しております。全分野統一で有効期限を見直す際に変更できるように検討いたします。 →5年に見直しいたしました。 【個別分野指摘事項】 航空整備分野において国家資格の位置づけは、整備作業自体ではなく、整備作業後の適切性の確認行為を行う場合に必要となるものです。 2号評価試験の学科試験については国家資格である二等航空運航整備士の試験問題から選定して出題している。また、実技試験においても、比較的高度な技術を求められる狭い場所での締結や動翼などの重要な可動部のナットの回り止めなど実地での整備作業を想定した試験を設定し、確実な技能レベルの確保に努めているところです。
宿泊	宿泊	対応方針：1. ②～2を全て実施 1. ②については、制度所管省庁による見直しの時期に合わせて、計画立案等作業試験の導入及びより実際の工程に即した判断等試験を導入する。 →客室稼働率等を計算する計画立案等作業試験及び図の状況から対応の流れを問うような判断等試験などを導入する。 1. ③については、2025年度より労働安全衛生の専門家に参画いただく。 →労働安全衛生の専門家に試験委員会へ参画いただく。また、労働安全衛生に関する問題についても確認いただく。 2については、育成就労評価試験の開始に合わせて実施する。 →育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。	【全分野指摘事項】 1 試験問題のルビは漢字の上に付すこと。真偽法の試験では「正しいか誤りか」で聞くのではなく、「○か×」で聞くこと。 2 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 3 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 4 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 5 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 6 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 7 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。 【個別分野指摘事項】 1 特定技能評価試験の実技試験が簡単すぎる。例えば、実技試験として、写真から部屋の種類を問う問題があるが他の問題を出題するべき。 2 育成就労2. 3年目でSNSやHPを使った情報発信を必須業務とするのであれば、それに対応した問題を出題するべき。	【全分野指摘事項】 1 宿泊分野ではルビを本文に続けて括弧書きで記載してはございません。海外では「○×」に馴染みがなく分かりにくいという意見も想定されるため、「正しいか誤りか」を問う形式にしております。 2 宿泊分野の特定技能1号評価試験は、三択となっております。 3 頂戴したご指摘を踏まえ、引き続き精査してまいります。 →試験委員会において適切な問題になるよう精査しており、引き続き実施していく。 4 頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。 →新技術を問う問題を導入済みであり、引き続き実施していく。 5 2025年度から労働安全衛生の専門家を試験委員会に参画いただきます。 →労働安全衛生の専門家に試験委員会へ参画いただく。また、労働安全衛生に関する問題についても確認いただく。 6 「学科試験および実技試験それぞれの正答率が65%以上を合格基準とする」と規定しております。 7 合格証明書の有効期限は、試験合格後の雇用契約の締結や在留資格申請の手続きに要する期間等を考慮して設定していますが、他職種の状況等も踏まえながら、制度所管省庁等と連携して精査してまいります。 →制度所管省庁より提示いただいた目安に基づき、特定技能評価試験の合格証明書の有効期限は5年とします。 【個別分野指摘事項】 1 頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。 →他の問題に差替え済み。 2 例示はしていませんでしたが、SNSに関する問題はすでにございます。一方で、ご意見のとおり、さらなる問題の充実も必要であると考えておりますので、頂戴したご意見を踏まえ、試験実施機関と対応を検討しているところです。

第8回専門家会議フォローアップ後の確認状況（第10回専門家会議） ※第10回会議での回答は赤字（回答の更新があったものについて記載）

分野	業務区分	特定技能評価試験の改善 ※対応方針については第8回専門家会議ページに掲載の「専門家会議における検討結果について（報告）」の項番に対応しています。	専門家会議での指摘	対応
鉄道	軌道整備	対応方針：1. ②～2を全て実施（一部実施済みを含む） 1. ②については、判断等試験のみではなく、受験者に現場における実際の課題等を表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせる計画立案等作業試験を実施する。 →計画立案等作業試験を導入した 1. ③については、鉄道の現場において、労働安全衛生法に基づく総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者等を経験し、鉄道関係の労働安全衛生を熟知している鉄道事業者等から選任された者に試験問題を引き続き確認頂く。 →試験委員に労働安全衛生関係の資格・経験等を有する者を選任し、試験問題を確認いただいた 2については、育成就労評価試験（専門級）を導入する運輸係員区分を除き、製作等作業試験を実施している育成就労評価試験（初級）の合格を必須とし、初級の実技試験の合格基準を8割に引き上げる。	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験については、○×や二択ではなく、少なくとも三択や四択以上とすべき。 2 三択問題などで、2つの選択肢が明らかに誤りであるものが散見される。選択肢の設定に工夫を行うこと。 3 技術の進展が著しい分野では、現場では新技術を取り入れている一方、技能評価試験が基礎的な内容である場合、試験内容と実習内容に乖離が生じる。試験内容にも新技術を取り入れるべき。 4 労働安全衛生の試験問題を作成する場合には、労働安全コンサルタントや労働衛生コンサルタントのような労働安全衛生の専門家を活用すべき。 5 特定技能評価試験について、学科試験、実技試験、それぞれに合格点を設定すべき。 6 特定技能評価試験の合格証明書の有効期限が10年間となっている場合、5年程度でよいのではないか。また、育成就労評価試験についても合格証書の有効期限を設けるのであれば、初級、専門級ともに3年程度でよいのではないか。	【全分野指摘事項】 1 特定技能1号評価試験の学科試験において、○×や2択で出題しているものもございますが、当該問題は○×や2択で出題することが適切な問題となっております。なお、複数の外国人等に対して実施したプレテスト結果等においても、適正に技能水準を図ることが出来、技能の無い外国人材は不合格となるものであることを確認しております。 →学科試験への多肢選択式の導入等に当たっては、現在実施している学科試験の平均得点等を確認しながら、御指摘の点も含めて様々な選択肢を検討してまいります。 2 ご指摘の通り対応出来ているものと考えております。 →そうした設問がないよう再度確認を行い、引き続き、選択肢の設定に工夫を凝らしてまいります。 3 鉄道分野については、試験内容と実習内容に乖離がないように試験問題を作成しておりますが、今後新技術の導入、普及状況を踏まえて必要に応じて問題を見直して参ります。 4 鉄道の現場において、労働安全衛生法に基づく総括安全衛生管理者や安全管理者、衛生管理者等を経験し、鉄道関係の労働安全衛生を熟知している鉄道事業者等から選任された者に試験問題を確認頂いております。 →試験委員に労働安全衛生関係の資格・経験等を有する者を選任し、試験問題を確認いただいた 5 試験実施基準において、学科試験、実技試験それぞれに合否の基準を設定しており、一方が合格水準に達成しなかった場合は不合格となります。 6 合格証明書の有効期限については、いずれも鉄道分野各業務区分の有識者会議等の議論を踏まえて設定したものです。今後の運用状況等を踏まえ、必要に応じて検討して参ります。 →検討の結果、「受験日から5年間」へと修正いたしました
	電気設備整備			
	車両整備			
	車両製造			
	運輸係員			